農業経営相談の申込から支援までの手順

1　農業改良普及所を通じて農業経営相談所へ申込･提出する場合

農業改良普及所（以下「普及所」という。）が市町村他関係機関の協力及び支援対象となる担い手の了承を得て、農業経営相談所（以下「経営相談所」という。）へ重点指導農業者（候補者）を提出し、経営支援チームによる支援活動を開始するまでの手順を以下のとおり定め、手続を進めるものとします。

（１）普及所は、担い手の育成・確保を図る観点から、関係機関で構成する会議（人・農地チーム会議など）で選定された候補者を「重点指導農業者候補リスト」（様式１号）にリストアップし、経営相談所へ提出します。

（２）リストに載せる候補者には、事前に経営相談所への相談の提出及び個人情報の取扱いについて説明し、「個人情報の取扱い及び農業経営相談所への申込」（様式２号）に署名・捺印していただきます。

（３）普及所は重点指導農業者候補リスト及び個人情報の取扱い及び農業経営相談所への申込を経営相談所へ提出します。提出にあたっては、次に示す資料を添付してください。

①相談者カード（様式４号）･･･黄色に着色した欄に入力したもの
②相談カルテ（別紙様式第１号）･･･黄色に着色した欄に入力したもの
③青色申告決算書及び確定申告書（直近３年分）･･･個人の場合
④決算報告書（直近３事業年度分）･･･法人の場合
なお、相談者カード、相談カルテは追記可能な電子データで送信してください。

（４）経営相談所は、候補リストと提出された相談者カードなどの資料に基づいて１回目の審査を行い、下記の項目を決定して所管の普及所へ連絡します。

①重点指導対象者の決定
②経営支援チームのコーディネーターの選任
③追加の聞き取り項目

（５）連絡を受けた経営支援チームのコーディネーターは追加項目の聞き取りを行い、経営相談所へ報告します。

（６）経営相談所のコーディネーターは、経営支援チームのコーディネーターと協力しながら重点指導農業者の「経営戦略（案）」を作成します。作成にあたっては、相談者カード、相談カルテ、追加聞き取り項目ほか資料を参考にします。

（７）経営相談所は経営戦略検討会議で２回目の審査を行い、経営戦略を確定します。さらに経営戦略を進めるため、農業改良普及員、専門家、関係機関職員等から人選し、

専任の経営支援チームを編成します。

（８）経営相談所は重点指導農業者の経営戦略の実効性を高めるため、各関係機関へ経営支援チームの構成員、コーディネーター、派遣する専門家などの氏名等を周知するとともに、派遣する専門家へは支援を依頼します。

（９）経営相談所は審査結果（重点指導農業者の決定、経営戦略）を相談申請者へ通知するとともに、選任した経営支援チームの構成についても併せて連絡します。

(10) 支援チームのコーディネーターは、重点指導農業者とチーム構成員との日程等を調整の上、経営戦略に沿って課題解決へ向けた支援活動を開始します。

(11) 支援チームのコーディネーターは、支援活動の概要等を相談カルテに記載して経営相談所へ電子データで提出し、経営戦略検討会議と連携を取りながら支援活動を進めます。

２ 「農業経営相談所」へ直接申し込む場合

農業者や集落組織等で、農業経営等に関する課題を解決するために、経営相談所（窓口：鳥取県農業会議）へ直接相談申込を行う場合は、以下の手順により手続を進めるものとします。

（１）経営相談の窓口申請者は、「経営相談申込書」（様式３号）に必要事項を記入し、署名・捺印した「個人情報の取扱い及び農業経営相談所への申込」（様式２号）とともに経営相談所へ提出します。

（２）経営相談申込書を受け付けた経営相談所は、窓口申請者について普及所等へ情報提供するとともに、経営課題の解決に向け連携して支援を行います。

（３）窓口申請者は、相談内容によっては１の（３）の③または④に記載されている資料を提出していただくことがあります。

（４）１の（４）以降に準じて手続をすすめますが、「一般指導農業者」として支援を行います。